



つばき

近藤 経税務月報

税 理 士
近 藤 猛

〒791-8036
松山市高岡町127番地8
TEL. 089-973-7577
FAX 089-973-7559

3月 (弥生) MARCH
20日・春分の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	1	15
土	2	16
日	3	17
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

3月の税務と労務

国 税 / 令和5年分所得税の確定申告 2月16日～3月15日	国 税 / 1月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 4月1日
国 税 / 個人の青色申告の承認申請 3月15日	国 税 / 7月決算法人の中間申告 4月1日
国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日	国 税 / 4月、7月、10月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 4月1日
国 税 / 2月分源泉所得税の納付 3月11日	地方税 / 個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日
国 税 / 個人事業者の令和5年分消費税等の確定申告 4月1日	

ワンポイント 戸籍の行政手続きを見直し
3月1日の改正戸籍法の施行により、これまで戸籍証明書等の入手には、本籍地の市区町村へ個別請求する必要がありましたが、最寄りの市区町村の窓口で請求できます(コンピュータ化されていない戸籍等除く)。また、婚姻や社会保障関係の戸籍届出時における、戸籍証明書等の提出や添付が不要となります。

税金クイズ

昭和24年(1949年)8月の「シャウブ勧告」に基づき、同年12月に青色申告制度が導入されましたが、「青色申告発祥の地」といわれているのは、次のうちどこでしょうか。

- ① 横浜市中区
- ② 東京都目黒区
- ③ 大阪市西区

【解説】
東京都目黒区の権之助坂で洋品店を営んでいた喜多村実氏は、昭和22年(1947年)に新しく法制化された申告納税制度を受けて、ありのままの経営実態を申告に反映させる「ガラス張り経営」の必要性を感じました。「ガラス張り経営」とは、経営の内容を正確に把握・記録し、その経営内容を誰の前にも公開するというものです。

当時の所得税は最高税率が85%であり、過少申告をする納税者も多かったようです。そういった納税者には税務署が更正処分を行いました。正確な帳簿もつけていない納税者は反論するための資料もない状況でした。このような状況に対し喜多村氏は、実質所得による正しい課税を行うべきであるとの考えから、「ガラス張り経営」を始め、やがて、「ガラス張り経営」運動に賛同して参加する中小企業者も徐々に現れました。アメリカから来た税制使節団のシャウブ博士は、当時、税務官庁を強化して徹底調査すべきか、業者の誠実な申告を推進すべきかといった納税の根本方針について考えていましたが、このガラス張り経営の資料を見て、最終的には民主的納税ということから青色申告の導入を決意したといわれています。喜多村氏の「ガラス張り経営」への熱意が「青色申告制度の導入」へと繋がったのでしょうか。

——正解は、②東京都目黒区でした。
(出典：税務大学校税務情報センター)

KEY WORD 中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済は、取引先が倒産した場合に、無担保・無保証人で掛金の最高10倍まで借り入れができる制度です。中小企業倒産防止共済の掛金は、月額5千円から20万円まで選ぶことができ、掛金総額が800万円に達するまで積み立てることができます。支払った掛金は、1年以内の前納掛金も含めて損金又は必要経費に算入することができます。掛金を損金又は必要経費に算入するためには、明細書に必要事項を記入して、確定申告書に添付しなければなりません。

納付月数が12ヶ月以上の場合、解約すると掛金総額の8割以上の解約手当金を受け取ることができます。40ヶ月以上納めている場合は、掛金の全額が戻ります。解約手当金は、法人の場合は益金の額に、個人事業主の場合は事業所得の収入金額になります。

中古車の耐用年数

事業で使用するために中古車を購入した場合は、それ以降の使用可能期間(残存耐用年数)を見積もって減価償却していく必要があります。ちなみに新車で購入した場合の法定耐用年数は、軽自動車は4年、それ以外の普通自動車は6年です。しかし、中古車はそれぞれ状態も異なり、正確に使用可能期間を見積もることは現実には難

しいため、次の算式で計算した年数を中古車の耐用年数とすることができず、次の算式で計算した年数とします。

・法定耐用年数(A)の全部を経過したもの(A)×0.2
・法定耐用年数(A)の一部を経過したもの(A)×0.2
・法定耐用年数(A)×0.2
その年数に1年未満の端数があるときはその端数を切り捨て、その年数が2年未満となる場合は2年とします。



従業員への食事の支給とその経理処理

中小企業等では、福利厚生の一環として従業員の昼食代を会社が負担しているケースも少なくありません。また飲食業では、従業員に賄いを提供している例も多く、更に最近では、ランチミーティングなど、昼食時に会議を行い、その代金を会社が負担することもあると思います。

今回は、そのような従業員に食事を提供した場合の経理処理についてみていきます。

1 会社が従業員に食事を無償提供している場合

昼食代は、従業員の生活費の中で負担することが原則です。したがって、その代金を会社が全額負担して食事を無償提供した場合は、会社が現物給与を従業員に支払ったとみなして課税の対象(給与所得)になります。が、次に述べる例外があります。

2 会社が食事代の一部を従業員から徴収の上、提供している場合

会社がその食事代の半分以上を従業員から徴収している場合は、原則として課税の対象になりません。

ただし、会社の負担額が月額3500円を超えるときは、その会社負担額の全額が給与所得として課税の対象となります。言い換えれば、食事代の半額以上を従業員から徴収し、かつ会社の負担額が月額3500円以下であればその食事代について

て課税の対象にはならないという事です。これを具体的に示したのが「左表」です。

食事代(1ヶ月)	従業員負担額	会社負担額	課税の有無	課税対象額
7,000円	3,000円	4,000円	有 ^{*1}	4,000円
	3,500円	3,500円	無	0円
8,000円	4,000円	4,000円	有 ^{*2}	4,000円
	4,500円	3,500円	無	0円

(※1) 従業員の負担額が半分未満なので課税

(※2) 従業員の負担額は半分以上だが、会社負担額が3500円超なので課税

この場合の「食事代」の課税関係は、それぞれ次のとおりとなります。

(1) 自社で調理した食事
主食、副食、調味料等に要する直接費の額に相当する金額

(2) 飲食店から購入した食事
その購入価額に相当する金額

会社の負担額が3500円を超えるかどうかは、その食事の価額からその従業員の負担した金額を差し引き、さらに当該金額から消費税及び地方消費税の額を差し引いた残額(10円未満の端数切捨て)により判定します。

具体的には、次頁上の各計算式により計算します。

① 飲食店から弁当を購入して提供した場合(消費税等の税率8%)

② 契約食堂等で食事を提供した場合(消費税等の税率10%)

前記①であれば、会社の1か月当たりの負担額が3780円、前記②の例であれば、会社の負担額が3850円以下で、かつ、同額以上を従業員から徴収していれば、課税の対象にはなりません。

計算式①
【外部から弁当を購入して提供した場合(消費税等の税率8%)】

$$3,500円 \times 108/100 = 3,780円$$

計算式②
【契約食堂で食事を提供した場合(消費税等の税率10%)】

$$3,500円 \times 110/100 = 3,850円$$

3 残業又は宿日直をした従業員に食事を支給した場合

残業又は宿日直をした従業員に提供する食事については、その勤務が通常勤務の時間外の勤務として行われたものであれば、課税の対象にしないで差し支えありません。

ただし、食事の現物支給に代えて食事代相当額の金銭を支給

した場合には、その金銭は一種の食事手当に相当するものとして、その全額について給与所得として課税されることになるので注意が必要です。

4 深夜勤務者に夜食に代えて支給する金銭

看護師や守衛など、正規の勤務時間が午後10時から翌日午前5時までといったような、いわゆる深夜勤務者に対して、夜食に代えて金銭を支給する場合は、①夜食を現物で支給すること、②夜食を現物で支給すること、③それが代えて支給するものであること、④通常の給与に加工して支給すること、⑤勤務1回ごとの定額で支給するものであること、⑥1回の支給額が300円以下であることを全て満たすものは課税の対象にはなりません。

5 食事の支給を福利厚生費として処理するための要件

会社が従業員の食事代を負担した場合、その代金は福利厚生費として処理することができます。ただし、この処理が認めら

れるためには、会社が一旦、食事に係る費用を負担して後から従業員負担分を徴収する必要があり、一方、従業員が飲食店等に支払った食事代について、給与支給日にその半額を会社が従業員に現金支給したような場合は、その支給額は給与所得として課税されるので注意が必要です。

また、従業員のうち、特定の者だけを対象に食事を提供した場合、その食事代はその者に対する給与所得と認定される可能性があります。食事の支給は役員を含む全従業員を対象にすることが肝要です。

あわせて、福利厚生規程を設け、食事の支給に係る対象者や金額などを明記し、その規程に従って食事代金の負担や徴収を行うことも、後日のトラブルの未然防止に有効です。

6 社内会議などで食事を支給した場合

最近では、ランチミーティングとして昼食時に業務の打合せを行うことも増えており、その昼食代金を会社が負担するよう

なケースもあると思います。この場合の昼食代金は、会議に関連して通常提供される範囲の飲食であれば「会議費」として損金に計上することが可能です。ただし、そのミーティングが「業務上の会議」であることの証明として、議題が記載された日程表や出席者名簿、議事録などを保存しておくといでしょう。

また、従業員の慰労やモチベーション向上のため、誕生会などを兼ねて昼食会を開催し、その食事代金を会社が負担するケースもあるでしょう。

このような時でも前述のとおり、その昼食会が全従業員を対象に開催されるものであれば、その食事代金は「福利厚生費」として処理することが可能です。特定の者だけを対象に昼食会を行うような場合には、福利厚生費としての計上は認められず、「社内飲食費」として交際費に計上することになります。

【参考資料】
国税庁
「食事と支給」

